

令和2年度 第15回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和2年11月12日(木) 午前9時40分から10時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也
委員 上田 博久
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子
係長 毎野 卓実 係長 足立 陽子
係長 高多 孝典

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度)の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について
- 議案第2号 人事委員会規則等の一部改正等について(勤務時間関係)
- 報告第1号 職員からの苦情相談について(事案番号2年-3号)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号は公開、議案第1号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度)の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

人事委員会規則等の一部改正等(勤務時間関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり規則の一部を改正し、定めを新設する。

1 改正する規則等の名称

(1) 改正する規則

- ア 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)
- イ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)

(2) 新設する定め

- ア 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）附則第10項の規定に基づく特別休暇の運用について
- イ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）附則第10項の規定に基づく特別休暇の運用について

2 概要

【規則】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、人の往来の多い年末年始における職員の感染リスクを下げるため、令和2年度限りの措置として、新たな特別休暇制度を創設する。
- 特別休暇の対象期間及び日数 令和2年12月24日～令和3年1月11日のうち、
3日の範囲内の期間

【通知】

- ・休暇の取得単位は、1日とする。
- ・臨時的任用職員についても適用する。
(会計年度任用職員についても、任命権者が対象とする予定)

3 施行日

公布の日

【質疑等】

委員：教員については、対象は高校と特別支援学校か。

事務局：小中学校の教員も対象となる。「県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則」が、小中学校の先生の勤務時間等を定めているものになり、県立学校と同じ扱いとなる。

委員：趣旨については、意味のあるものだと思う。

委員：総務省から電話で問合せがあったということだが、こうした特別休暇を設けることについて問題なしということだったのか。

事務局：総務省としては、ああしろ、こうしろという立場ではなく、技術的な助言ということで、どう整理をしているのかを尋ねられた。2点質問されたうちの1点目の「特別な事情」ということについては、説明したところわかったということであった。2点目の「国家公務員との権衡」ということについては、鳥取県の解釈は少し違うのではないかとと言われて、きちんと説明できるように整理すべきではないかということ助言したということで決着した。

委員：説明ができるのであれば、問題ないということか。

事務局：そう捉えている。

委員：新型コロナウイルス感染症の状況が、全国的に悪くなっているということもある。先手を打った施策だと思う。

委員：最近また増えていることもある。

◇報告第1号

職員からの苦情相談（事案番号2年－3号）について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和2年11月19日（木）午前9時40分から開催することとした。

